

(2) 法科大学院教育と司法修習との有機的連携

(要旨)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第2条第3号において、「司法修習生の修習において、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させる」と規定されているが、法科大学院教育と司法修習の有機的連携の確保がどの程度達成され、どのような効果を上げているかについて実態を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

ア 司法修習委員会の委員の選任状況

平成15年度に裁判官1名（10%）、検察官1名（10%）、弁護士1名（10%）、司法研修所長1名（10%）、法科大学院関係者3名（30%）、その他の有識者3名（30%）の合計10名が任命されて以降、その構成に変化はない。

イ 司法研修所のノウハウ（授業計画参考資料、教材）の法科大学院に対する提供

(7) 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」の周知状況及び活用状況

当該資料は、司法修習委員会が、司法修習側からみた法科大学院における実務導入教育の内容のポイントや留意事項を取りまとめ、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲示、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催されたシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じての情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により法科大学院に対して提供している。

両資料について、実地調査した38法科大学院のうち33校が資料の存在を知っていた。その活用状況を確認したところ、活用しているものが20校、活用していないものが11校、活用状況が不明としているものが2校であった。

また、当該資料の存在を知らなかったとしている4校にシンポジウムへの参加状況を確認したところ、2校は欠席したとしており、2校は出欠状況が不明としている。なお、回答がないものが1校あった。

(1) 司法研修所が作成した書籍教材の提供

司法研修所においては、書籍教材について法科大学院協会を通じて各法科大学院に情報提供を行ったり、各法科大学院の希望の

有無を聴取した上で視聴覚教材を無償で郵送するなどしている。

ウ 法科大学院教員と司法研修所教官との意見交換会の実施

法科大学院協会では、新司法修習の集合修習に関する見学及び司法研修所との意見交換を内容とする教員研修を定期的に行き、意見交換の内容を法科大学院協会のホームページに掲載し、法科大学院及び法科大学院教員に対して情報提供を行っている。

エ 法科大学院に対する裁判官及び検察官の派遣状況

(裁判官の派遣状況)

裁判官について、平成23年度は74法科大学院のうち58校に対して延べ75人が派遣されている。

実地調査した38法科大学院についてみると、平成23年度は32校に対して派遣されており、そのメリットを聴取したところ、現役の裁判官が派遣されることにより、現場での最先端の動きを把握することができることなどを挙げている。また、平成23年度に裁判官が派遣されていない6校のうち3校については元裁判官の実務家教員で足り、必要性を感じないことから派遣要請を行っていない、としている。

(検察官の派遣状況)

検察官について、平成23年度は74法科大学院のうち、45校に対して延べ48人が派遣されている。

実地調査した38法科大学院についてみると、平成23年度は26校に対して派遣されており、そのメリットを聴取したところ、現役の検察官が派遣されることにより、現場での最先端の動きを把握することができることを挙げている。また、平成23年度に検察官が派遣されていない12校のうち7校については、元検察官や弁護士の実務家教員で足り、必要性を感じないことから派遣要請を行っていないとしている。

ア 制度の概要

連携法第2条第3号では、司法修習生の修習において、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることと規定されている。

また、連携法第3条において、法科大学院における教育と司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）及び司法修習との有機的連携の確保について、国の責務として、
i) 法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有すること、
ii) 法曹の養成が国の機関、大学

その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとするのが規定されている。

これらの規定にのっとり、法科大学院の教育と司法修習との有機的連携の確保に係る取組として、関係機関では次の取組が行われている。

(ア) 司法研修所が有するノウハウの法科大学院への提供

a 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方」の提供

(資料提供の経緯・趣旨)

平成21年3月5日の司法修習委員会において、司法修習側からみた法科大学院における教育（実務導入教育）の内容のポイントや留意事項が議論され、「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」が同委員会意見として取りまとめられている。

当該資料は、法科大学院で教育されている法律実務基礎科目について、司法研修所として法科大学院に求める内容を授業計画案やシラバスを作る際の基本的な構成要素や留意事項という形で示したものであるが、法科大学院に対してこのような教育を期待するという趣旨であって、細かなところまで拘束する趣旨ではないとされている（第14回司法修習委員会議事録、平成21年3月5日）。

(司法研修所から法科大学院に対する両資料の提供方法)

また、最高裁判所は、当該資料を、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲載、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催された法律実務基礎科目に係るシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じた法科大学院への情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により、公開、周知している。

b 司法研修所が作成した教材の提供

司法修習委員会においては、「司法研修所が、旧制度時代に蓄積してきた教材の作成方法や指導方法、起案その他の指導方法等の教育上のノウハウを法科大学院の教育に提供することが、全体のシステムを動かす上で重要」、「法科大学院に対し、教材だけでなくノウハウ的なものも提供し、あるいは意見交換をしていくということも重要な課題」とされている（第12回司法修習委員会議事録、平成20年3月6日）。

最高裁判所は、i) 司法研修所が編集した教材の法科大学院へ

の提供、ii)法科大学院教員と司法研修所との意見交換会の実施、
iii)裁判官派遣教員を研究員とした研究会の開催等を行っている。

(イ) 裁判官及び検察官の法科大学院への派遣

連携法第3条の趣旨にのっとり、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に即した法科大学院における教育の充実に資することを目的として、平成15年5月、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15法律第40号。以下「派遣法」という。)が制定され、16年4月1日から施行されている。

(裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣手続)

派遣法においては、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員(以下「検察官等」という。)が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項が規定されている。

派遣法においては、法科大学院設置者は、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる(第3条第1項)と規定されている。この規定に基づき、実務家教員の法科大学院への派遣は、法科大学院の要請に基づいて行われており、その手続は、最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、検察官等に対するものについては人事院規則で定められている。

(法科大学院への実務家教員の派遣形態)

また、最高裁判所及び検察官等の任命権者に対して、派遣法に基づく要請があった場合は、派遣の必要性等を勘案して、相当と認める時は、期間を定めて派遣することとなる(第4条、第11条)。

派遣法に基づく法科大学院への実務家教員の派遣形態は、i)本来の職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態(いわゆるパートタイム派遣。第4条)、ii)本来の職務は行わずに専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態(いわゆるフルタイム派遣。第11条)の二種類がある。

派遣教員が検察官等の場合については、上記のパートタイム派遣及びフルタイム派遣のいずれもが可能であるが、裁判官の場合には憲法上の厳格な身分保障などに鑑み、パートタイム派遣の制度のみとなっている。

イ 政策効果の把握結果

(7) 司法修習委員会の委員及び幹事の選任状況

a 司法修習委員会委員の選任状況

当省の調査結果によると、司法修習委員会委員の選任状況は、平成15年度に裁判官1名（10%）、検察官1名（10%）、弁護士1名（10%）、司法研修所長1名（10%）、法科大学院関係者3名（30%）、その他の有識者3名（30%）の合計10人が任命されて以降、その構成に変化はない。

b 司法修習委員会幹事の選任状況

司法修習委員会幹事の選任状況は、平成15年度に裁判官2名（13.3%）、検察官2名（13.3%）、弁護士2名（13.3%）、関係機関の職員6名（40.0%）、法科大学院関係者3名（20.0%）の合計15名が任命されて以降、構成に変化はない。

(イ) 司法研修所のノウハウ（授業計画参考資料、教材）の法科大学院に対する提供

a 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」の提供

司法修習委員会が、司法修習側からみた法科大学院における実務導入教育の内容のポイントや留意事項を「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」として取りまとめ、法科大学院に対して提供している。

最高裁判所から法科大学院に対する当該資料の提供方法については、i) 最高裁判所のウェブサイトへの掲示、ii) 平成21年3月14日の法科大学院協会総会後に開催されたシンポジウム資料として机上配布、iii) 裁判官派遣教員を通じての情報提供、iv) 法律専門誌による周知などの方法により行われている。

(a) 法科大学院38校における周知状況及び活用状況は、図表3-(2)-①のとおりである。

（資料の周知状況）

実地調査した38法科大学院について、その周知状況を確認したところ、資料の存在を知っていたものが33校、存在を知らなかったものが4校、回答がないものが1校であった。当該資料の存在を知らなかった4校にシンポジウムへの参加状況を確認したところ、2校は欠席したとしており、2校は出席状況が不明としている。

文部科学省は、当該資料の周知について、特段の取組を行っ

ていないが、当該資料が最高裁判所によって作成・提供されている事実を法科大学院に対して周知する必要があるとしている。

（資料の活用状況）

資料の存在を知っていた法科大学院33校について、その活用状況を確認したところ、資料を活用しているものが20校、活用していないものが11校、活用状況が不明としているものが2校であった。

資料を活用している20校について、その活用状況を確認したところ、当該資料を参考に授業計画を策定したとしている法科大学院が8校あり、特に1校においては、「刑事訴訟実務の基礎」に係る資料の使い勝手が良いとしている。

また、資料を活用していない11校について、その理由を確認したところ、資料の内容がすでに実施している内容であるためとするものが5校、分量が多すぎるなど活用しにくい内容であるためとするものが2校、資料の活用方法について検討中であるためとしているものが2校、参考としている資料が当該資料以外に多数あるためとしているものが1校、活用していない理由が不明のものが1校であった。

ただし、司法修習委員会においては、当該資料の作成趣旨について「司法研修所として法科大学院に求める教育内容を授業計画案やシラバスを作る際の基本的な構成要素や留意事項という形で示したものであり、あくまで、司法研修所側としては法科大学院に対してこのような教育を期待するという趣旨であり、細かな教育内容を拘束するものではない」としている（第14回司法修習委員会議事録、平成21年3月5日）。

また、最高裁判所は、当該資料について、最高裁判所の司法修習委員会等における議論の一応の到達点を反映したものであるが、法科大学院関係者との意見交換などを通じて更に議論が深められることが期待されているものとしている。

図表 3-(2)-① 授業計画参考資料の周知状況及び活用状況
(単位：校)

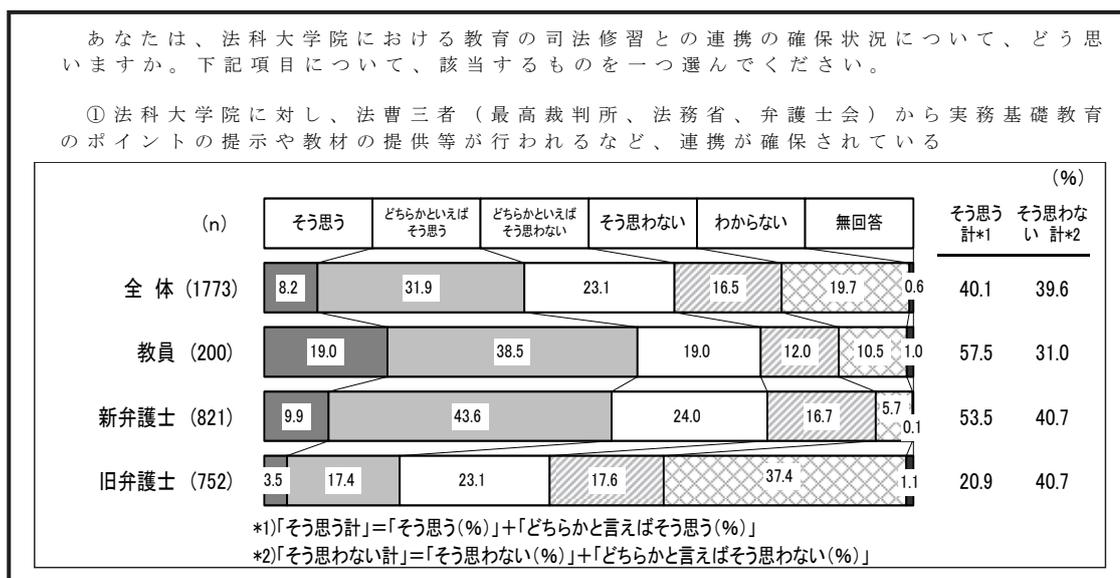
内 容	法科大学院数
資料を知っている	33
資料を活用している	20
資料を活用していない	11
資料の活用状況不明	2
資料を知らない	4
合 計	37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答がない法科大学院(1校)があるため、上表の合計数と調査対象法科大学院数38校が合わない。

② 当省の意識調査結果において、法科大学院専任教員(以下「専任教員」という。)、新司法試験制度を経た弁護士(以下「新弁護士」という。))及び旧司法試験制度を経た弁護士(以下「旧弁護士」という。))に対して、実務基礎教育のポイントの提示や教材の提供が適切に行われ、法科大学院の教育と司法修習生の修習との有機的連携が確保されているか尋ねたところ、図表3-(2)-②のとおり、教員の57.5%及び新弁護士の53.5%が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。また、旧弁護士の40.7%が「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」、37.4%が「わからない」としている。

図表 3-(2)-② 意識調査結果(連携確保状況①)



(注) 当省の調査結果による。

b 司法研修所が作成した教材の提供

司法研修所が、旧制度時代に蓄積してきた教材の作成方法や指導方法、起案その他の指導方法等も含めた教育上のノウハウを法科大学院に提供することが、プロセスとしての法曹養成をより効果的に行う上で重要である（第12回司法修習委員会議事録、平成20年3月6日）とされている。

司法研修所においては、書籍教材について法科大学院協会を通じて各法科大学院に情報提供を行ったり、各法科大学院の希望の有無を聴取した上で視聴覚教材を無償で郵送するなどしている。

(ウ) 法科大学院教員と司法研修所との意見交換会

法科大学院協会では、新司法修習の集合修習に関する見学及び司法研修所との意見交換を内容とする教員研修について、平成23年度は、民事系教員研修は8月に（参加者12名）、刑事系教員研修は9月に（参加者14名）、いずれも司法研修所において実施している。

教員研修は、集合修習の授業を傍聴することで、法科大学院（主に研究者教員）に司法修習の実際についての知見を持ってもらうことに加えて、司法修習との有機的な連携を踏まえた法科大学院教育の在り方に関して、司法研修所教官と法科大学院教員との意見交換を行うことを目的としている。

なお、教員研修への参加者は人数が限られていることから、意見交換の内容は法科大学院協会のホームページに掲載され、法科大学院及び法科大学院教員に対して情報提供が行われている。

(イ) 法科大学院に対する裁判官及び検察官の派遣状況

連携法第3条の趣旨にのっとり、派遣法で規定されている裁判官や検察官の派遣状況を調査、分析した結果は以下のとおりである。

① 裁判官派遣教員

（裁判官派遣教員数の推移）

法科大学院に派遣されている裁判官教員数は、図表3-(2)-③のとおり、平成16年度は34名（1.4%）であったものが、23年度には75名（2.6%）まで増加している。

図表 3 - (2) - ③ 裁判官派遣教員数 (単位：人、%、校)

年度	H16 (a)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (b)	b/a ×100	
裁判官	全 体 人 数	2,385	2,460	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805	2,850	119.5
	実 務 家 教 員 数	34 (1.4)	61 (2.5)	68 (2.7)	71 (2.7)	73 (2.7)	74 (2.7)	75 (2.7)	75 (2.6)	220.6
	派 遣 校 数	29	48	55	56	57	57	58	58	200.0

(注) 1 最高裁判所提供資料による。
2 実務家教員数は、延べ数である。

(法科大学院ごとの裁判官派遣教員数の推移)

また、全74法科大学院ごとに見ると、図表 3 - (2) - ④のとおり、平成23年度に裁判官が2名以上派遣されているものが14校、1名派遣されているものが44校、派遣されていないものが16校となっている。派遣されていない16校はすべて発足当初（平成16年度又は17年度）から派遣されていない。

図表 3 - (2) - ④ 平成23年度裁判官派遣実績 (単位：校、%)

項 目	法科大学院数
2名以上派遣されている法科大学院	14 (18.9)
1名派遣されている法科大学院	44 (59.5)
派遣されていない法科大学院	16 (21.6)
合 計	74

(注) 最高裁判所提供資料による。

(実地調査対象法科大学院の平成23年度裁判官派遣状況)

さらに、当省が実地調査した38法科大学院のうち、平成23年度に裁判官派遣教員が配置されている32校について、そのメリットを聴取したところ、元裁判官ではなく現役の裁判官が派遣されることによって現場の最先端の動きが分かることであるとしている。

また、裁判官が派遣されていない法科大学院6校のうち3校については元裁判官や弁護士の実務家教員で足りており、現役裁判官の必要性を感じないことから派遣要請を行っていないとしている。

(裁判官派遣教員を研究員とした研修会)

法科大学院に派遣されている裁判官を対象として、司法研修所において、法律実務教育研究会を開催しており（平成23年度は23年9月と24年2月の2回実施）、法科大学院をめぐる最新の情報を提供するとともに、法科大学院で派遣教員が担当する実務基礎

科目について、実際の指導を行うに際して直面する諸問題についての共同研究を行っている。

② 検察官派遣教員

(検察官派遣教員数の推移)

法科大学院に派遣されている検察官教員数は、図表3-(2)-⑤のとおり、平成16年度は19名(1.3%)であったものが、23年度には48名(2.7%)まで増加している。

そのうち、平日夜間及び土日の授業時間帯の講義を担当している者の実績は、平成18年度は2名であったものが、23年度は4名となっている。なお、平成16年度及び17年度については、勤務日及び勤務時間について定めた取決書が保存期間(5年)を経過しており、平日夜間及び土日の勤務の有無は不明である。また、派遣法第11条派遣(フルタイム派遣)の検察官については、法科大学院設置者との取り決め上、取決書に定められた枠内において法科大学院側で割り振ることとなっているため、法務省では平日夜間及び土日を含む時間帯を担当する者の実績は把握できないことから、派遣法第7条による派遣(パートタイム派遣)のみの実績となっている。

図表3-(2)-⑤ 検察官派遣実績 (単位：人、%、校)

年度	H16 (a)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (b)	b/a ×100
人数	1,505	1,548	1,591	1,634	1,679	1,723	1,768	1,791	119.0
実務家 教員数	19 (1.3)	44 (2.8)	53 (3.3)	49 (3.0)	49 (2.9)	52 (3.0)	51 (2.9)	48 (2.7)	252.6
平日夜 間及び 土日	不明	不明	2	1	3	2	3	4	—
派遣 校数	19	41	45	46	46	47	47	45	236.8

- (注) 1 法務省提供資料による。
 2 実務家教員数は、延べ数である。
 3 派遣法第7条(パートタイム派遣)の実績のみ。第11条(フルタイム派遣)の実績は、取決書に定められた枠内において法科大学院側で割り振るため、法務省では把握できない。
 4 平成16年度及び17年度については、勤務日及び勤務時間について定めた取決書の保存期間が保存期間(5年)を経過しており、平日夜間及び土日を含む時間帯の勤務の有無は不明。

(法科大学院ごとの検察官派遣教員数の推移)

また、全74法科大学院ごとに見ると、図表3-(2)-⑥のとおり、平成23年度に検察官が2名以上派遣されているものは3校、1名派遣されているものは42校、派遣されていないものは29校となっている。派遣されていない29校のうち21校は、発足当初(平成16年度又は17年度)から派遣されていない。

図表 3-(2)-⑥ 平成23年度検察官派遣実績（単位：校、％）

項目	法科大学院数
2名以上派遣されている法科大学院	3 (4.1)
1名派遣されている法科大学院	42 (56.8)
派遣されていない法科大学院	29 (39.2)
合計	74

（注）法務省提供資料による。

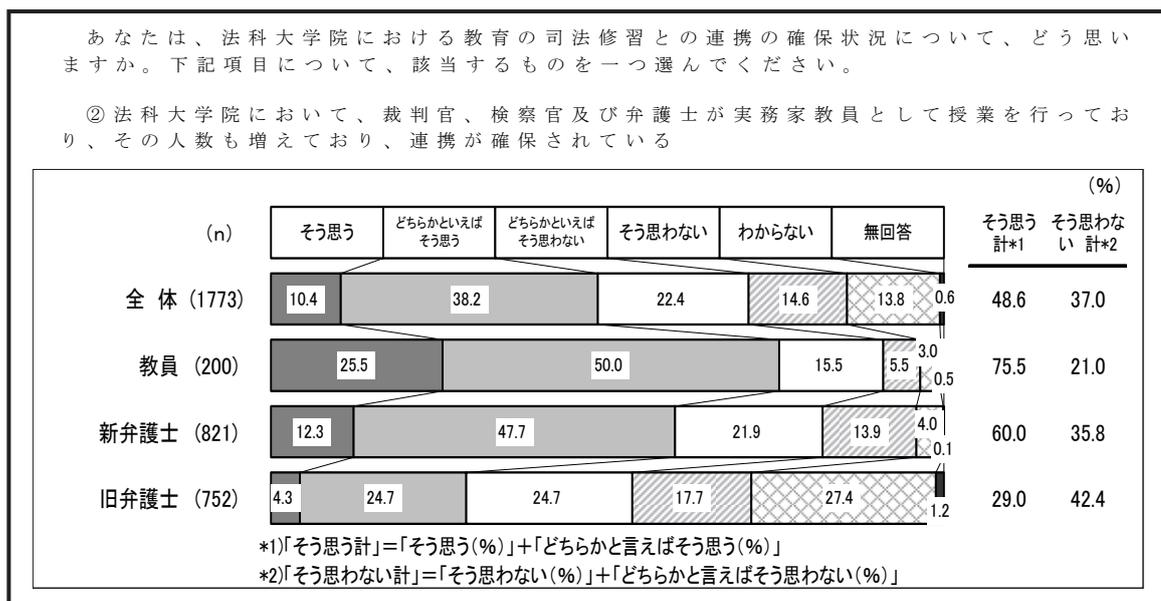
（実地調査対象法科大学院の平成23年度検察官派遣状況）

さらに、実地調査した法科大学院38校のうち、平成23年度に検察官派遣教員が配置されている26校について、そのメリットを聴取したところ、元検察官ではなく現役の検察官が派遣されることによって現場の最先端の動きを把握できることであるとしている。

また、配置されていない法科大学院12校のうち7校については、元検察官や弁護士の実務家教員で足りており、現役の検察官の必要性を感じないことから、派遣要請を行っていないとしている。

- ③ 当省の意識調査結果において、教員、新弁護士及び旧弁護士に対して、裁判官等が実務家教員として適切に派遣され、法科大学院の教育と司法修習生の修習との有機的連携が確保されているか尋ねたところ、表2-(3)-⑦のとおり、教員の75.5％及び新弁護士の60.0％が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」としている。旧弁護士の42.4％が「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」、27.4％が「わからない」としている。

図表 3-(2)-⑦ 意識調査結果（連携確保状況②）



(注) 当省の調査結果による。

(自由記載事項：実務家教員の派遣による連携確保状況)

また、自由記載事項から実務家教員の派遣に関する記述を分類・集計した結果は、図表 3-(2)-⑧のとおりであり、回答数が多い事項としては、実務家教員の講義は有用である(21件)、実務家教員の派遣状況は区々となっている(14件)などの意見があった。

図表 3-(2)-⑧ 意識調査結果（実務家教員の派遣に係る連携の確保状況）
(単位：件)

自由記載分類		教員	新弁護士	旧弁護士	合計
派遣状況	① 実務家教員の派遣状況は法科大学院によって区々となっている。		12	2	14
	② 実務家教員の待遇（給与等）が悪く、確保が難しくなっている。		2	5	7
	③ 実務家教員は十分に配置されている。		1	1	2
	④ 実務家教員は十分に配置されていない。		1		1
	⑤ 地方の小規模の法科大学院には、事実上派遣が認められていない。	1			1
の能力へ	① 実務家教員（の講義）は有用である。	6	13	2	21
	② 実務家教員の能力には不足がある。	1	2	2	5
	③ 法科大学院側に実務家を軽視する風潮がある。			1	1
合計		8	31	13	52

(注) 当省の調査結果による。

（自由記載事項：実務家教員の派遣に係る今後の充実方策）

また、自由記載事項から実務家教員の派遣に係る今後の充実方策に関する記述を分類・集計した結果は、図表3-(2)-⑨のとおりであり、回答数が多い事項としては、法科大学院における実務家教員の数を増やすべき（17件）、法科大学院における実務家教員の待遇を改善し、教員を確保しやすくするべき（3件）、実務家教員を法科大学院の運営にもっと関与させるべき（3件）などの意見があった。

図表3-(2)-⑨ 意識調査結果（実務家教員の派遣に係る今後の充実方策）（単位：件）

自由記載分類		教員	新弁護士	旧弁護士	合計
教員確保	① 法科大学院における実務家教員の数を増やすべきである。	2	8	7	17
	② 法科大学院における実務家教員の待遇を改善し、教員を確保しやすくするべき。			3	3
	③ 法科大学院に対して派遣する教員数の最低基準を規定するべき。	1	1		2
	④ 法科大学院における実務家教員の数を増やせば良いというわけではない。			1	1
向能上力	① 実務家教員の教育能力を向上させる取組を行うべき。	1		1	2
関与運営	① 実務家教員を法科大学院の運営にもっと関与させるべき。		1	2	3
	② 派遣期間を長くすることで、実務家教員の法科大学院への関与を深めるべき。		1		1
合計		4	11	14	29

（注）当省の調査結果による。

ウ 評価の結果

法科大学院教育と司法修習の有機的連携について、i) 当省が実地調査した38法科大学院について、司法研修所により提供された授業計画参考資料である「法科大学院における「民訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」及び「法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」が法科大学院に対して広く認知され（38校中33校）、そのうち約6割の法科大学院（33校中20校）が同資料を参考として授業計画を作成していること、ii) 年に2回、法科大学院教員と司法研修所教官の間で意見交換会が開催され、その結果は法科大学院協会のウェブページにおいて広く公表されていること、iii) 全74法科大学院において、平成16年度から23年度にかけて裁判官及び検察官の派遣数が増加していること（裁判官数：2.2倍、検察官数：2.5倍）から、一定の取組が行われており、連携は図られているものとみられる。

また、当省の意識調査において、専任教員及び新弁護士は、i) 実務基礎教育のポイントの提示及び教材の提供、ii) 裁判官、検察官及び弁護士等の派遣が適切に行われていることにより、法科大学院教育と司法修習の有機的連携が確保されているとみている。

なお、有機的連携に係る取組が実施された結果として、例えば、i) 司法研修所が提供している授業計画参考資料を参考として授業計画が作成されることにより、法科大学院における実務基礎科目の内容が司法修習の内容を踏まえたものになること、ii) 裁判官及び検察官の派遣数の増加により、法科大学院における実務教育の実効性が向上することといった効果が生じていると推察される。